

● 給与上手くんα Version 13.002

● 給与上手くんαクラウド、給与上手くんαクラウド SE Version 13.002

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 令和4年分 年末調整改正

➤ 令和2年度 税制改正

- ①非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用に、要件が設定されました。
次の要件のいずれにも該当しない場合は、令和5年1月給与又は5年分所得税より控除対象外となります。
 - ・16歳以上30歳未満、又は70歳以上
 - ・30歳以上70歳未満で留学生、障害者又は38万円以上の送金を受けている方

➤ 令和3年度 税制改正

- ①住宅ローン控除の特別特定取得の対象期間の延長と、適用可能な床面積の条件緩和がされました。
 - ・「特別特例取得」「特例特別特例取得」区分が追加されました。
- ②短期退職手当等が創設されました。

➤ 令和4年度 税制改正

- ①退職手当等を有する配偶者・扶養親族について、個人住民税での適用漏れを防ぐため、扶養控除申告書内に記載欄が設けられました。
- ②電子データ又は電磁的記録印刷書面で提供が可能な控除証明書に以下2点が追加されました。
 - ・社会保険料控除
 - ・小規模企業共済等掛金控除
- ③給与支払報告書の市区町村への提出枚数が「2枚→1枚」に変更されました。

➤ 民法改正

- ①令和4年4月1日より、成年年齢が「20歳→18歳」に引き下げとなったため、令和4年4月1日以後に作成する源泉徴収票の未成年者欄は18歳未満の方に○を記載することとなりました。

➤ 各種様式の改正

- ①令和 年分 給与所得の源泉徴収票
- ②令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿
- ③令和5年分 扶養控除等（異動）申告書
- ④令和5年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書

➤ 令和5年分 月々の源泉徴収税額

- ①「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計算の特例等」ともに税額は令和4年から変更ありません。

◆ その他の改良、修正を行いました。

注意

当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われます。
従来バージョンのプログラム（VERSION：12.601 以前）では処理が行えなくなります。
また、データの通信・移動等も行えなくなります。
『給与上手くんαシリーズ』とデータのやり取りを行われる場合は、『給与上手くんαシリーズ』もバージョンアップが必要です。

※『令和4年分給与支払報告書（総括表）』対応分 給与処理dbプログラムは12月上旬に提供予定です。

※詳細は、次ページからの“給与処理db【給与計算】（VERSION:13.002）の変更点”を参照してください。

給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:13.002）の変更点

概 要

I. 年末調整に関する改正

1) 令和 2 年度 税制改正

- ①非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用に、要件が設定されました。
 - 次の要件のいずれにも該当しない場合は、令和 5 年 1 月給与又は 5 年分所得税より控除対象外となります。
 - ・ 16 歳以上 30 歳未満、又は 70 歳以上
 - ・ 30 歳以上 70 歳未満で留学生、障害者又は 38 万円以上の送金を受けている方

2) 令和 3 年度 税制改正

- ①住宅ローン控除の特別特定取得の対象期間の延長と、適用可能な床面積の条件緩和がされました。
 - ・ 「特別特例取得」「特例特別特例取得」区分が追加されました。
- ②短期退職手当等が創設されました。

3) 令和 4 年度 税制改正

- ①令和 5 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等より、退職手当等を有する配偶者・扶養親族についての個人住民税での適用漏れを防ぐため、扶養控除申告書内に記載欄が設けられました。
- ②電子データ又は電磁的記録印刷書面で提供が可能な控除証明書に以下 2 点が追加されました。
 - ・ 社会保険料控除
 - ・ 小規模企業共済等掛け金控除
- ③給与支払報告書の市区町村への提出枚数が「2 枚→1 枚」に変更されました。

4) 民法改正

- ①令和 4 年 4 月 1 日より、成年年齢が「20 歳→18 歳」に引き下げとなったため、令和 4 年 4 月 1 日以後に作成する源泉徴収票の未成年者欄は 18 歳未満の方に○を記載することとなりました。

5) 各種様式の改正

- ①令和 年分 給与所得の源泉徴収票
- ②令和 4 年分 給与所得に対する源泉徴収簿
- ③令和 5 年分 扶養控除等（異動）申告書
- ④令和 5 年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書

6) 令和 5 年分 月々の源泉徴収税額

- ①「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計算の特例等」とともに税額は令和 4 年から変更ありません。

令和4年から令和5年にかけての注意点

改正により、非居住者である扶養親族について、扶養控除の対象となる要件が設定されました。当プログラムでも令和5年1月以降は要件に該当する扶養親族のみ控除対象とします。

令和4年から令和5年への翌年更新時に非居住者の要件に該当するか判定を行い、非該当なら配扶養区分を「対象外」に自動変更されます。

社員登録より扶養情報①の「配扶養区分」で確認・変更を必ず行ってください。

そこで、令和4年より予め要件の入力欄を設けました。

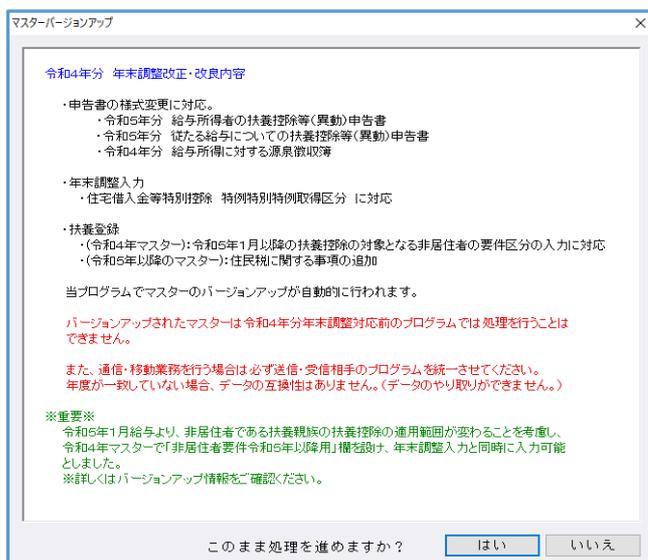
- ・要件があれば令和5年に引き継ぎます。
- ・要件がなくても、非居住者に☑があれば、生年月日と障害者区分をみて区分を設定します。
→30歳未満又は70歳以上、もしくは障害者区分が該当であれば要件に自動でチェックします。
残りは非該当になり、控除対象外となります。

《お客様へのおすすめ》

令和4年分の扶養控申告書の入力と同時に令和5年分の入力も進め、要件欄も一緒にご入力ください。

改正対応

- 入力画面等を開くと、改正内容等の情報を表示します。
変更内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



既存マスターの場合、バージョンアップが行われます。

I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 社員登録

①扶養情報①タブ

●令和4年マスター

- 「非居住者要件 令和5年分以降」欄を追加、それに伴い他の欄もレイアウトを変更しました。
- ※令和4年から令和5年への翌年更新で、非居住者の要件判定を行い、要件非該当の場合は扶養区分を「対象外」に変更します。
- 翌年への引継ぎを正確に行うため、令和4年より「非居住者要件 令和5年分以降」欄を用意しました。

	氏名・カナ(姓/名) 個人番号	続柄	生年月日	住所 (検索Home)	配扶養区分	障害者区分	所得見種額
扶養1					対象外	非居住者	
					非居住者要件 令和5年分以降	<input type="checkbox"/> 30歳未満、70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者
					生計を一にする事実		

- 令和4年分の非居住者については、「非居住者」「生計を一にする事実」欄をご使用ください。
- 令和5年分の非居住者については「非居住者要件令和5年分以降」欄を入力します。
生年月日より「令和5年」における年齢を計算し、チェック可能な箇所を割り出します。
- 30歳未満、70歳以上 → 30歳未満又は70歳以上（令和5年での年齢で制限されます。）
※令和5年マスターでの年齢で制限されますのでご注意ください。
- 留学 → 30歳以上 70歳未満
- 38万円以上の支払 → 30歳以上 70歳未満
- 障害者 → 30歳以上 70歳未満で、かつ障害者区分が“一般、特別、同居特別”のいずれかのとき選択可能（障害者区分を“対象外”にすると☑も外れます。）
- ※生年月日の入力がなく扶養区分が対象外の場合は、全項目とも制御はされません。

(参考)

扶養情報①の選択肢「30歳未満、70歳以上」について

令和5年分扶養控除申告書の非居住者要件は「16歳以上 30歳未満、又は70歳以上」に☑をするよう手引き等にありますが、当プログラムにおいては、申告書下部の住民税に関する事項の非居住者欄も兼ねているため「30歳未満、70歳以上」と表現しています。

16歳未満の方で非居住者である場合も、「30歳未満、70歳以上」に☑を入れてください。

《令和4年年末調整時の入力方法の例》

「非居住者の扶養親族（35歳、留学中、障害無し）→令和5年も引き続き留学継続予定」のケース

- 令和4年分年末調整のため、「非居住者」欄に☑を入れます。
- 「非居住者要件令和5年分以降」欄の「留学」に☑します。
- 令和5年に翌年更新後は、非居住者要件に該当するため、扶養区分を保持できます。

●令和5年以降マスター

- 「非居住者」欄を廃止しました。
- 「非居住者要件 令和5年分以降」欄の名称が「非居住者要件」欄に変更しました。
- ※令和4年と5年分入力と同等の制御となりますので、上記を参照ください。

	氏名・カナ(姓/名) 個人番号	続柄	生年月日	住所 (検索Home)	配扶養区分	障害者区分	所得見種額
扶養1					対象外		
					非居住者要件	<input type="checkbox"/> 30歳未満、70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者
					生計を一にする事実		

- 翌年更新で、非居住者要件のいずれにも該当せず扶養区分が「対象外」と判定された扶養親族は、非居住者要件欄に「前年非居住者」と文言が追加され、背景が橙色となります。



非居住者要件の確認を行い、必要に応じて☑を入れたり、扶養区分、生計を一にする事実欄等を変更してください。※「前年非居住者」の文言は、非居住者要件に☑をつけると消えます。

※「前年非居住者」の表示を消したいとき

下記のようなケースの場合、「前年非居住者」が残ったままになります。

扶養親族の状況に合わせて以下のように対応してください。

- ① 令和4年で非居住者だったが、令和5年より帰国した「扶養控除対象にしたい」ケース
処理方法：扶養控除を“対象”に変更。“前年非居住者”の表示は残っているため、いずれかの非居住者要件に一度☑を入れ外して消してください。
- ② 令和4年で非居住者で令和5年では要件を満たさず、扶養控除対象外になったケース
処理方法：扶養控除は“対象外”のまま。“前年非居住者”の表示は、いずれかの非居住者要件に一度☑を入れ外して消してください。

- ・扶養の所得見積額に48万円以下の金額の入力があるときでも、配扶養区分の「対象外」を選択可能にしました。（非居住者要件に該当しない扶養親族の登録も可能とするため。）

②扶養情報②タブ

●令和5年以降マスター

- ・画面下部に「住民税に関する事項」欄、住民税用の「寡婦又はひとり親」欄を追加しました。

住民税に関する事項						
氏名・カナ(姓/名)	続柄	生年月日	所得見積額	退職所得を除いた所得見積額	障害者区分	
日本 一郎	長男	平成15年05月05日	2,000,000	200,000	特別	<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦又はひとり親
日本 次郎						<input type="checkbox"/> 寡婦
日本 次郎	次男	平成17年07月07日				<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親
日本 次郎						

「住民税に関する事項」欄

1. 退職手当等を有する配偶者・扶養親族が存在するときに使用します。
2. 扶養情報①タブに入力した扶養親族が全て表示されます。
3. 記載対象の扶養親族を探し、“退職所得を除いた所得見積額”を入力すると帳票に出力されます。
(例) 日本 一郎 退職以外の所得見積額 200,000 円、退職所得 1,800,000 円
4. “障害者区分”は、記載対象の扶養親族が障害者である場合に入力します。
障害者区分に入力があっても、退職所得を除いた所得見積額の入力がなければ出力されません。

「寡婦又はひとり親」欄

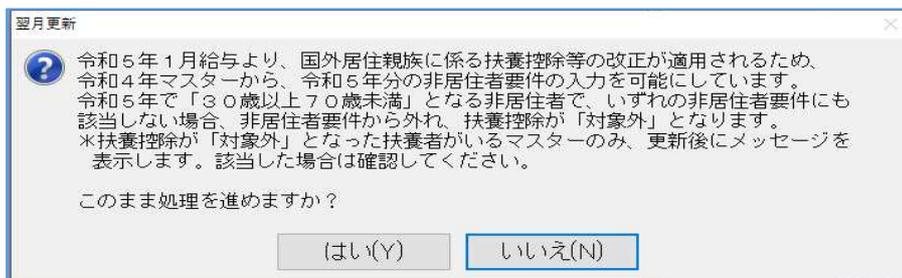
1. 退職所得を除くと控除対象となる扶養親族が存在し、かつ、その扶養親族が住民税の控除対象となることにより、本人が寡婦又はひとり親控除を受けられる場合に☑をします。

※「住民税に関する事項」欄及び「寡婦又はひとり親」欄は、所得制限等による制御をしておりますので、入力の際はご注意ください。

II. 登録・導入／翌年更新（翌月更新）

1) 非居住者である扶養親族の令和4年から令和5年への更新

- ①更新開始（F12）を押下すると、非居住者である扶養親族に関するメッセージを表示します。



《更新時の非居住者要件判定》

- 扶養親族について非居住者要件判定を行い、更新後（令和5年）の非居住者要件の設定をします。
- ・ 対象→令和4年年末調整で「非居住者」又は「非居住者要件令和5年分以降」に☑がある扶養親族

特定	非該当	非居住者
非居住者要件 令和5年分以降	<input checked="" type="checkbox"/> 30歳未満、70歳以上 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者
生計を一にする事実		

《「非居住者要件令和5年分以降」にのみ☑があるケース》

《「非居住者」及び「非居住者要件令和5年分以降」の双方に☑があるケース》

→令和4年でつけた非居住者要件の☑が、そのまま令和5年に移行します。

（障害者区分を設定している方で留学や38万円以上の支払に☑をしている場合も、そのまま障害者以外の☑のまま移行します。）

《「非居住者」のみに☑があるケース》

→1. 生年月日から、年齢要件に該当するかを判定します。

平成6年1月2日以降生まれ、又は昭和29年1月1日以前生まれなら、非居住者要件「30歳未満、70歳以上」に☑が付きまます。

→2. 障害者区分から、障害者要件に該当するかを判定します。

障害者区分“一般”、“特別”、“同居特別”が選択されていれば、非居住者要件「障害者」に☑が付きまます。

→3. **上記2つに該当しない場合は非居住者要件「非該当」となり、配扶養区分は「対象外」と判定されます。**

要件「非該当」になる為、「生計を一にする事実」は令和4年で入力していても、令和5年では空欄になります。

②翌年更新処理終了時、マスターに「非居住者要件に該当せず控除対象外となった**扶養親族を有する社員が存在**」した場合にのみ、メッセージで通知します。

翌月更新

i 当マスターには、いずれの非居住者要件にも該当せず、控除区分が「対象外」となった扶養者が存在しますので必ず、確認してください。
 ※該当者は、扶養情報①の画面に「前年非居住者」として表示しています。また、扶養情報リストで国外居住親族を有する社員が確認できますので、ご活用ください。

OK

※社員登録より扶養情報①の「配扶養区分」で必要に応じて区分の変更等をしてください。

Ⅲ. 登録・導入／給与・賞与

1) ユーザー項目登録

①改正に伴い、住宅借入金等特別控除の適用区分を変更しました。（令和4年以降マスター）

"住（特特特）"、"震（特特特）"、"認（特特特）"を追加し、他の名称も下記のように変更しました。

《変更前》

項目名称	内容
1 適用区分1	住
2 適用区分2	住
3	住
4	増
5	震
6	認
7	住(特例計算)
8	住(特定取得)
9	増(特定取得)
10	認(特定取得)
11	住(特別特定取得)
12	震(特別特定取得)
13	認(特別特定取得)
14	
15	

《変更後》

項目名称	内容
1 適用区分1	住
2	住
3	増
4	震
5	認
6	住(特別計算)
7	住(特)
8	増(特)
9	認(特)
10	住(特特)
11	震(特特)
12	認(特特)
13	住(特特特)
14	震(特特特)
15	認(特特特)

IV. 給与・賞与／出力処理

1) 退職者用源泉徴収票（受給者交付用）

①源泉徴収票

- 未成年者の判定を「20歳未満→18歳未満」（平成17年1月3日以後生まれ）に変更しました。

※退職社員の源泉徴収票について

「退職年月日」が“令和4年3月31日以前”の場合は、改正前の民法が適用されるため、20歳未満を未成年者と判定します。（継続雇用者を除く）

(例) 令和4年3月31日退職者の未成年判定→平成15年1月3日以後に生まれた方
令和4年9月30日退職者の未成年判定→平成17年1月3日以後に生まれた方

- 住宅控除取得区分"特"、"特特"、"特特特"に対応しました。



V. 年末調整／年末調整

1) 年末調整データ入力／控除入力タブ

(αは給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です)

- ①令和4年マスターより、住宅借入金等特別控除の取得区分を変更しました。

- (特定増改築等)住宅借入金等-特定取得の選択を"特"、"特特"、"特特特"に変更しました。
- 画面右端の特定取得区分に関するガイド文を変更しました。

		入力額		控除額	
非課税修正分 / 給与・賞与等合計					10,000,000
所得金額調整控除額 / 給与所得控除後の給与等の額			150,000		7,900,000
社会保険料	内小規模掛金 / 給与等からの控除分				0
	申告による控除分				0
	内国民年金(保険料等)				0
生命保険料	申告による小規模共済等掛金				0
	一般生命(保険料(旧/新))				0
地震保険料	介護医療保険料				0
	個人年金(保険料(旧/新))				0
配偶者(特別)控除額	地震保険料				0
	旧長期障害保険料				0
扶養控除額、障害者等の控除額の合計	配偶者所得見積額				380,000
	配偶者その他所得				0
基礎控除額 / 所得控除額の合計			480,000		1,410,000
差引(課税給与所得金額 / 算出所得税額)			5,630,000		698,500
(特定増改築等)住宅借入金等	区分	居住開始日	特定取得	年末残高	① 住
	特別控除可能額 / 控除の額				② 令和
給与・賞与等、算出税額					特
年額所得税額 (マイナスの場合(α)) / 年額年税額					特特
差引超過額又は不足額					特特特
					713,100

- ②令和4年分住宅借入金等特別控除額の計算テーブルでの計算に対応しました。

VI. 通信・移動／メール通信・メディア移動

1) 給与抽出処理

- ①「非居住者要件」「ひとり親・寡婦」の項目追加に対応しました。

改良内容

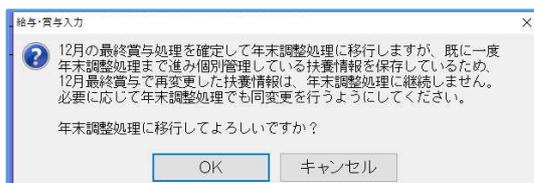
I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 項目属性登録

- ①入力/端数処理で“計算/四捨五入”を設定しており計算ルールを使用している場合、計算結果の数値がマイナスとなる場合に端数処理を行うように対応しました。

II. 登録・導入／翌年更新（翌月更新）

- ①単独年調処理から年調切替で直前12月処理に戻って賞与へ更新するとき、年末調整処理で個別管理している扶養情報を削除していましたが、単独年調時個別管理データを消去しないように対応しました。
※12月給与→単独年調→12月給与→賞与追加の場合に単独年調で入力した入力データを保存し、賞与後に切り替えた単独年調時に表示します。



※追加した賞与時に扶養情報を変更した場合、再度、賞与に変更した内容を単独年調時に変更する必要があります。

III. 給与・賞与／給与・賞与

1) 給与・賞与入力（年調データ入力も同様） ※Ins 源泉徴収票

- ①“住宅借入金等特別控除可能額”が0の場合は、「住宅借入特別控除内訳」を表示しないようにしました。

IV. 給与・賞与／出力処理

1) 月別給与一覧表

- ①項目設定（F6）／オプション／支給額タブに「遅早控除」項目を追加しました。
※（遅刻控除+早退控除）

2) 退職者用源泉徴収票

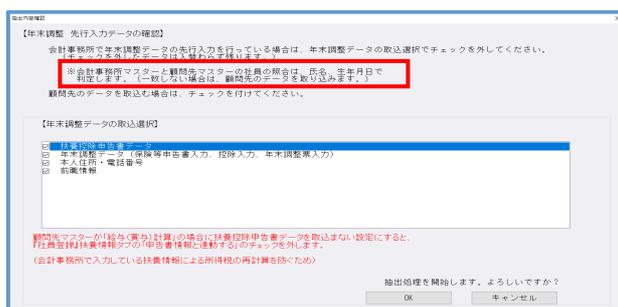
- ①出力設定（F6）／オプション内の金額ゼロの出力選択項目に“前職分の金額”を作成しました。

3) その他

- ①出力社員選択において、「Shift+マウスクリック」で範囲指定選択ができるように対応しました。
マウスクリックで選択した始点を選択し、Shift+マウスクリックで終点を決めて範囲選択します。

V. 通信・移動／給与抽出処理

- ①会計事務所で年末調整データの先行入力を行った既存マスターに対して、上手くんから送信した給与マスターを上書き抽出する際に表示される【年末調整 先行入力データの確認】画面に、会計事務所マスターと顧問先マスターの同一社員判定方法を表示するようにしました。



修正内容

I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 計算ルール登録

- ①数値を選択している場合に、小数点以下3位の値が正しく保存されないケースがあったのを修正しました。※1.001を入力しOKで保存しても再度開くと1.000になっていました。

II. 登録・導入／翌年更新（翌月更新）

①“当月精算額”の表示

年調処理時に翌年還付又は翌年徴収の設定をしており、「賞与（翌年）更新」をした場合、1月賞与で賞与区分が“無し”の社員に“当月精算額”が計上されていたのを修正しました。

※1月賞与で、賞与無しの社員に“当月精算額”が計上され、かつ、打ち換えも不可だったため、そのまま次月へ翌月更新をすると精算していないにも関わらず精算が完了した事になっていました。

②“本給”の表示

項目属性登録で「本給」（月給）の更新SWが“継続”で設定されていても、一度「休職者」に区分を変更すると金額が引き継がれないケースがあったのを修正しました。

※在職区分を「休職者」に変更→「支給有り」のチェックを外している社員について、賞与処理時に以前「在職者」で本給入力していた月給者が「休職者」に区分を変更して「支給有り」のチェックを外して使用していた場合に、賞与処理へ更新後に「在職者」に変更又は休職者「支給有り」のチェック有りに変更していると、給与処理に更新した際に休職前の金額が引き継がれていなかったのを修正しました。

III. 給与・賞与／給与・賞与

1) 給与・賞与入力

①“差引支給額”の表示

単独年調（単独支給）の場合、“年調翌年繰越額”が給与体系登録にセットされていると、“差引支給額”がプラスの金額で表示されていたのをマイナスの金額で表示されるように修正しました。

2) 配偶者の死亡等における配偶者控除とひとり親控除の併用の修正

- ①配偶者が年の途中で死亡したケース等で、配偶者控除とひとり親控除を併用したい場合の計算に対応できていなかったのを修正しました。

●本人情報タブ - 「本人区分：」が“ひとり親”

扶養情報タブ① - 「配扶養区分」が“一般”又は“老人”、「源泉控除対象区分」が“非該当”

上記のように設定されているとき、ひとり親控除が「対象外」と判定されていたのを修正しました。

本人区分：	<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 特別
本人区分	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親・寡婦	<input type="checkbox"/> ひとり親	<input type="checkbox"/> 寡婦
	<input type="checkbox"/> 勤労学生		
	<input type="checkbox"/> 死亡連帯		
	<input type="checkbox"/> 災害者		
	<input type="checkbox"/> 外国人		

ひとり親に☑があり、
配偶者は一般・非該当の区分を選択すれば、
配偶者控除とひとり親控除を併用する設定となります。

氏名・カブ(姓/名)	個人番号	職柄	生年月日	住所 (検索Home)	配扶養区分	障害者区分	非居住者 職業	年計第一所得見込額
			平成02年02月02日		一般	非該当	<input type="checkbox"/> 非居住	
配偶者					非該当	その他合計		

●当不具合により影響のあった箇所は以下の通りです。

- ・控除入力タブ - 扶養控除額、障害者等の控除額の合計
- ・年末調整票入力タブ - 障害者等
- ・源泉徴収簿 - 障害者等
- ・源泉徴収簿、年末調整票
- ・年末調整チェックリスト - 一覧表出力 - ひとり親

※各帳票の“ひとり親であるという判定”は従前から正しく出力されていました。

IV. 給与・賞与／出力処理

1) 明細書出力

- ①単独年調（一括支給）の場合、支給額が控除額によって差引支給額0円になった社員が出力社員選択に社員が表示されないケースがあったのを修正しました。
※出力オプション／“全項目ゼロの社員を出力=☑”を付けないと表示されませんでした。
- ②単独年調（単独支給）で年調翌年繰越額を「使用」とし、年末調整票入力タブで翌年精算にすることで差引支給額がゼロになる場合、「全項目ゼロの社員を出力」にチェックがない状態でも出力社員選択一覧に表示されるように修正しました。

2) 月別給与一覧表

- ①『給与一覧表（簡易）』において、F6（項目設定）で設定した内容が正しく出力されないケースがあったのを修正しました。
※会社登録の“介護保険料を健康保険料に含める”が☐なしの設定で、F6(項目設定)で3番目に項目を指定しても出力されなかったのを修正しました。

V. 年末調整／年末調整

1) 年末調整データ入力

(a は給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です)

- ①単独年調時、“年調翌年繰越額”を使用し給与体系登録にセットしている場合、オプション／“過不足額一括転記”を行っても明細書入力画面の“年調翌年繰越額”に反映されなかったのを修正しました。
※年調計算を行う前に“年調翌年繰越額”を給与体系登録にセットしている場合は、正しく金額は反映されていました。

2) 保険料控除入力タブ、基礎／配偶者／調整控除申告書入力タブ

- ①氏名欄からマウス操作で別の欄を選択した際、ワンクリックで移動できないのを修正しました。
 - 保険料控除入力タブ
 - ・生命保険料控除タブ－「契約者の氏名」「受取人の氏名」
 - ・地震保険料控除／社会保険料控除／共済等掛金控除タブ－「契約者の氏名」「保険料負担者氏名」
 - 基礎／配偶者／調整控除申告書入力タブ
 - ・「配偶者氏名」「扶養親族等 氏名・カナ（姓／名）」

以上